

議 長	会議を再開いたします。 (午前11時15分)
々	続いて、中平議員の一般質問を行います。2番中平議員。
2番 中平議員	<p>皆さん、おはようございます。中平でございます。通告書に基づき質問致します。まず1点目は、「SDGs（エスディーズ）（持続可能な開発目標）に対する本町の取り組みについて町長の考えを問う」ものです。SDGsとは持続可能な開発目標という意味で、2015年9月の国連総会において採択された世界全体として目指していこうという目標です。2030年までに誰一人取り残すことなく、持続可能な社会を作るため全世界で取り組むべき課題を17の目標に分け、更に169の具体的な項目や指標があります。国においては積極的にSDGsに取り組んでいる60の自治体をSDGs未来都市として選定し、特に優れた取り組みと認定された事業に対しては、補助金制度も設けるなど持続可能な町づくりを支援・推薦しております。川本町では第6次川本町総合計画の策定にあたり、SDGsへの対応として持続可能な地域づくりの一環として、あらゆる事業や取り組みがこれらの目標に紐付いている事を意識して取り組む事で、世界の持続可能な社会の実現に寄与する事になると明示されております。この事も含めて、町長としてSDGsに対する取り組みについて、どのように考えておられるのか。また教育現場では、どのような取り組みをされているのかを問うものです。</p> <p>2点目は、町行分収造林事業については、契約満了の契約地が見受けられますが、どのような対応をされているのか。また今後、契約満了を迎える契約地について、どのような対応をされる考えかを問うものです。また契約地について、森林の評価が適正になされているのかを問います。以上、2点でございます。</p>
議 長	それでは、中平議員の質問のうち1項目めの「SDGs（持続可能な開発目標）に対する本町の取り組みについて町長の考えを問う」に対する、答弁をお願いします。番外杉本副町長。
番外 杉本副町長	<p>それでは、中平議員ご質問の1項目めSDGsに関する問いについて、お答え致します。持続可能な開発目標SDGsは、議員ご発言のとおり2015年の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに全世界で協力し、解決すべき共通の目標であります。我が国においても目標達成のための様々な取り組みがなされておりますが、この目標は俯瞰的な視点にはなく、一人一人が小さな行動を積み重ねることで最終的に目標達成されるものであると認識をしております。県においてもSDGsの取り組みを推進しており、より良い社会の実現に向け、「エシカル消費」や持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため</p>

番外
杉本副町長

の啓発活動がなされております。「エシカル」とは、「倫理的な」という意味ではありますが、法の遵守によることだけではなく、倫理的に多くの人が考える良識的な行動であり、プラスチックゴミの問題に配慮したエコバッグの活用や、長寿命でエネルギー効率の良いLED化を図ること、また、低炭素社会を実現するハイブリッドカーや電気自動車の活用などがエシカルな消費行動といったものであります。本町におきましても、県が推進する「エシカル消費」への取り組みは基より、「持続可能」という目標を達成することで、私たちのこれからの人生、そして子や孫の人生がよりよいものになることを目指しており、本町においても、一人一人の「豊かな自然を守る」、「地産の食材をなくさない」といった意識啓発が、将来にまで持続する町に繋がると考えております。また、今回策定中の第6次総合計画に明記しておりますが、本町においても持続可能な地域づくりの一環として、あらゆる事業での取り組みがSDGsの目標に紐付いていることを意識し取り組むことで、世界の持続可能な社会の実現に寄与することとしております。

議 長

番外坂根教育課長。

番外坂根教
育課長

中平議員のご質問「SDGsに対する本町の取り組みについて」のうち、教育現場における取り組みについてお答えします。SDGsの17のゴールの4番目に「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とありますが、教育の分野におきましては、「ESD＝持続可能な開発のための教育」という国際的な取組がございます。ESDのEはEducation教育でございますが、2017年の第72回国連総会において「ESDは全ての持続可能な開発目標の実現の鍵である」旨が再確認され、ユネスコ総会でも2030年までの取組について採択されています。持続可能な開発のための教育とは、現代社会の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことを言います。最終的に目指しますのは、持続可能な社会づくりの担い手を育むことでございます。このために必要な観点として、1つ目に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間力を育むこと。2つ目に、他人や社会、自然環境との関係性を認識し、「関わり」や「つながり」を尊重できる個人を育むことが必要と、このように言われております。これらは、小学校では今年度から、中学校では来年度から全面実施される「新・学習指導要領」にも反映されております。これからの子ども達には、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また自分達を取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力が必要です。学校現場では、そのような資質・能力を育むための教育の充実、また、子ども達がどのように学ぶかという視点から「主体的・対話的で深い学び」をキーワードとした授業改善

番外坂根教育課長 にも取り組んでいく必要があることが、新しい学習指導要領に謳われております。本町が平成24年度から小中学校で取り組んでおります「学び合い学習」は、この「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するものでございます。また、中学校におきましては、総合的な学習の時間を活用し、JICA(ジャイカ)のご協力のもと、ワークショップやカードゲームなどでSDGsを学ぶ活動を実施いたしております。このように、教育現場におきましては、教科学習をはじめ、学校行事や学校生活を通じて学ぶことのひとつひとつが、持続可能な社会づくりの担い手を育むことであり、ひいてはSDGsの目指すゴールにつながるものと考えております。現在、次期教育振興基本計画を策定中でございますが、策定にあたりましては、こうしたことを意識してまいりたいと考えております。

議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問がございますか。2番中平議員。

2番中平議員 この一般質問に直近の問題ではなく、この問題を取り上げました理由は、川本町の第6次総合計画に非常に関連が深いという事が理由でございます。テーマが非常に広く難しい問題と感じておられる方もいらっしゃるかと存じます。しかし実は17の目標の項目1つひとつを見ると、日々の暮らしの中で知らないうちに取り組まれている事は、たくさんございます。例えば誰もが関心のある地球温暖化の問題は殆どの目標に関連しています。また目標の1つである「海の豊かさを守ろう」という項目については、海洋汚染問題としてプラスチックごみが問題ですが、国によるレジ袋の有料化や、大手コンビニがプラスチックのストローやコップを紙に代えていっているという動きがありますが、これらが貢献するものと考えられます。また消費者が、その商品をプラスチックごみの減量を意識して購入する事が、「作る責任、使う責任」という項目にあたります。これは国や大手企業の取り組みですが、企業がSDGsに取り組む事で社会的な評価を受けるとされております。先日、金融機関の方にお聞きしましたが、融資の際には決算書の数字だけではなく、社会貢献等の経営理念を評価すると伺いました。私は役場における日常的な業務も多かれ少なかれSDGsの目標に合致するものと考えますが、現状の役場内におけるSDGsに対する町職員の認知度については、どうお考えでしょうか、お伺いします。

議長 番外杉本副町長。

番外杉本副町長 役場職員の認知度というところでございます。これは一般的にSDGsがどれぐらいの割合で浸透しているかというところでございますが、これは3割というふうに言われております。本町でも議員が今付けているバッチという物がSDGsの物でございますが、今回の総合計画の中にこのSDGs、先ほども発言がありましたけれども、対応した計画・取り組みを紐付けると

番外
杉本副町長 いう事で明記して、この計画自体は職員にも目を通してもらっているという
ところがございます。具体的に17項目がどんな項目かというものが厳密に
伝わっているかどうかというのは分からないと思いますが、SDGsという
言葉自体は認識があるというふうに考えております。

議 長 再質問がありますか。2番中平議員。

2番
中平議員 実際にお調べにならないと分からないという事はありますが、世間一般で
言いますと、先ほどの答弁にもありましたように30%。言葉は知っている
が中味も知らないというような事は結構ございます。今後は役場内における
認知度自体も少し上げていくべきと私は思います。また町民の認知度の方も
まだまだちょっと低いという印象を受けております。SDGs未来都市に選
定されております鳥取県の日南町でございますけれども、ここでも認知度の低
さが課題となっております。町職員も含め地域住民がSDGsを身近な暮
らしのテーマとして捉えるかどうかには町の未来が掛かっているというぐら
いまで言われております。認知度を上げる試みと致しましては、自治体の中
には庁舎内の案内看板に各課が取り組む目標のロゴマークを提示しているところ
もございます。お金の掛からない認知を上げるためには、広報とか研修会
等で周知するなどの方法もあるかと思えます。町民の日々の生活や役場の日
常的な業務がSDGsの17の目標に合致しているという事を知るという事
と、意識するという事が大事だと思います。知らずにやる事と意識してやる
事とは結果に大きな差が出ます。今後の取り組みに期待したいと思います。
先ほど教育課長から答弁がありました、学校教育の場でのSDGsの取組み
について、これは参考までなんですが、松江市の松徳学院高校では持続可
能な開発目標を地元で実践するため、昨年度から水をテーマにした地域課題
の研究に取り組んでいます。これは中海の海底に繁茂する厄介者の海藻うご
のりを刈り取り、学校で肥料として利用する取り組みとして紹介されました。
また、この近隣では桜江小学校でSDGsをテーマにした日めくりカレンダー
を作っております。自分たちに出来る事を考えようというテーマで「もっ
たいない、その気持ちが地球を救う」等という31の標語を考案し、カレン
ダーに仕立てたそうです。学校現場で教えているのに町内でSDGsに関す
る物をあまり見掛けられないようでは、子ども達がどう思うでしょうか。川本町
では取り組まれていないと思うかも知れません。目標期限の2030年は今
の子ども達の多くが社会に出て活躍する時代です。私たちは未来へのツケを
なるべく残さないように、今後も努力する必要があります。また子ども達も
その先の子どもの達への責任が控えています。今後もSDGsを切り口にした
子ども達に社会の扉を開くきっかけを作りたいと思えます。

SDGsについての質問は、以上でございます。

議 長 以上で、1項目目の「SDGs（持続可能な開発目標）に対する本町の取

議 長	り組みについて町長の考えを問う」の項目は、終了致します。
々	次に、2項目めの「町行分収造林事業について本町の今後の対応について問う」に対する、答弁をお願いします。番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	中平議員の2項目「町行分収造林について本町の今後の対応について問う」についてお答えします。
	<p>町行分収造林制度につきましては、森林所有者が土地を提供し、町が植栽・保育・管理とその費用を負担する林業経営でございます。造林した木（樹木）は、両者の共有となり、伐採し販売した代金は、伐採経費を差し引いた利益を山の所有者と町が一定の割合で分収するものでございます。この制度ができた昭和30年代は、戦後の復興期から高度経済成長期に移行する時期で、山は木材需要により伐採されたままの状態が多く存在しておりました。また、プロパンガスの普及による燃料革命により、薪や炭を生産する広葉樹を伐採し、スギ・ヒノキの針葉樹の植林を奨励した拡大造林政策の時期と重なり、また、森林所有者は資金負担なしで森林を造成することができるため、全国的に造林が飛躍的に進みました。本町でも、昭和39年の第1号造林地以後、現在まで契約数68件、約200ヘクタールの植栽面積がございます。</p> <p>しかしながら、林業を取り巻いては、木材価格が低下する一方、森林整備事業費の増大などにより、契約期間内に伐採しても十分な収入が見込めず、費用負担してきた造林費用が回収できない上に、土地所有者が負担する伐採跡地の再造林費用も賄えない状況にあります。また、契約が45年から50年と長期間に渡るため、土地所有者の相続手続きが不備なものや、契約期間が過ぎているものもあります。対応するため、現在、次のような取り組みを進めているところです。まず、分収契約の土地所有者の相続確認を行った上で、相続されていない場合は、伐採時に権利関係で問題が生じないように、相続手続きの依頼を行うこととしております。</p> <p>次に、契約期限が到来していたり、契約期限の満了が近づいているものにつきまして、伐採時の収益が確保できるか否かについて、例えば、1つ目は契約期限満了時において、立木伐採による収益が見込めるか。2つ目として契約期間満了時まで、林道・作業道整備や施業集約化による低コストで効率的な作業システムなど、施業環境の整備を行う必要があるか等について、森林監督員や森林組合とともに現地を確認し、今後の山林の取り扱いの方向を検討することとしております。さらに、伐採による収益が見込めない場合は、処分の方法を決定していく必要があります。今後も、これらの観点から、順次、山林の実情を確認し、必要な対応策を検討してまいります。</p>
議 長	ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。2番中平議員。
2番	現在の契約地の現状についてですが、先ほど契約が満了している団地、ま

中平議員 　　た直近の団地についてはいろいろ評価をする、しているとおられる事がありますが、全体においてですけれども森林の評価が適正に行われているのか。また職員が現地を把握しているのかという点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 　　　　番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 　　山林の全体の評価でございます。これは通常の現在主に行っている間伐とかそういった保育の段階に入っておりますが、森林監督員或いは森林組合と共に事業計画を立てるにあたって現地を確認をしております。それから職員のそういった状況の把握の状態でございますが、今までのところでそういった保育事業等を中心に事業或いは自分の事務作業を行ってまいりましたが、先ほど申し上げましたように契約期間が満了が近づいているというところで、今後はその山の処分をどのようにするかという問題が発生しておりますし、今後また拡大して参りますのでそういったところを今後、力を入れて担当職員の育成を図っていきたいというふうに思っております。

議 長 　　　　再質問がありますか。2番中平議員。

2番中平議員 　　現在の材価を考えますと契約満了がきておる山林について分収できるような評価が出るような見込みは殆ど無いと考えます。現実的に言いますと隣の美郷町で全ての森林の評価を森林組合の森林評価員これの評価と、森林経営推進センターというものがありますが、ここで作りましたソフト、これに合わせて見ますと殆ど大差がないというふうに報告を受けておまして、やはり現状ではなかなか分収が出来ないのかなという気がしております。それから土地所有者の今の相続や住所移転による手続の不備な契約が未だ数件残っておりますし、その問題については時間を掛けてでもやっていかないとはいけません。今後ともそういう残りの契約地について、そういう現場が発生する可能性がありますので、出来るだけ満期が終了する直前ですね、数年前ぐらいからはせめて準備を進めてやられた方が良いのかなというふうに思います。現在の木材価格につきましては、やっぱりここ数年ずっと低迷しておりますが、殆ど底値の状態ではあります。上がる要素がありません。というのが現状でございます。逆に経費の方が今後まだまだ上がっていく可能性はあります。それと林業については殆ど補助事業が使われておりますが、県の単独の補助事業なんかを使いますと多少、分収できる可能性があるかなという現場が出てくると思います。その為には先ほど説明がありました作業道の整備とか、事前にいろいろそういう環境整備をしておかないと、ちょっと無理かなと思います。現在ですね、町行分収造林の今後の取り扱い方針というものは策定されておるのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	今後、満期を迎える山林の取り扱い方針といったところ、他市町村の事例ではございますが、本町では未だ策定をしておりません。
議 長	再質問がありますか。2番中平議員。
2番 中平議員	策定がされていないという事で、ちょっと問題かなと思います。お隣の邑南町の方では平成23年に町行分収造林の今後の取り扱い方針を決定し、告示されております。この背景は先程来、説明がありました、川本町が抱えている問題と全く同じであり、ちょっと一部抜粋したものをご紹介しますと、拡大の一途を辿った分収造林事業は需要の落ち込みと価格の低迷により契約期間で伐採しても、十分な収益が見込めず、この間、費用負担してきた造林費用が回収できない上に、土地所有者が負担する伐採跡地の再造林費用も賄えない状態にある。そして契約満了時における取り扱い方針として、1つ伐採による契約終了。2つ目に契約期間の延長。3番目に無償解約による契約終了が上げられております。このような方針を今からでも策定する必要があるのではないかと思います。如何でしょうか。
議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	現在のところそういった方針を策定しておりませんが、契約期間が45年ですとか50年という長期間にわたるもの。或いはそういった中でいろいろな問題が発生してきておる訳ですが、今まで施業の方に中心に目がいておりまして、今後の山の処分という問題にまで関心が届いておりませんでした。本町におきましても契約期間が満了する山が既にあり、また今後も増えてくる状況にありますので、そういった相続の問題、或いは契約期間が満了した時の山の処分。伐採して分収するのか、或いは収益が上がらない場合はどのような処分方法を検討していくのか、そういったところを今、山の契約状況ですとか現地を少しずつ森林組合さん、それから森林監督員さんと確認しながら今後策定し、町内でも協議を図りながら何れはこういった議会の全員協議会といった場で説明はさせていただきたいというふうに考えております。
議 長	再質問がありますか。2番中平議員。
2番 中平議員	余所の町村の真似をする必要は無いとは思いますが、参考までに申しますと、美郷町では無償解除の方針が決定しております。出雲市も同じく無償解除。これはいろいろ議論はありますが、契約延長にするのは問題の先送りになるのではないかとというような事が大きな方針の決定の背景であります。

2番
中平議員

美郷町では三方良し?という言い方をされてますが、所有者に対しても良い。その後、林業事業体との接点は町が間に入ってやるというような事を言っておられます。何れにしましてもこの契約者がある訳ですから、契約者の方との協議、それが一番重要になると思います。しっかりとですね、町と契約者、双方納得がいくような先ず協議が必要。それからあと、こういった方針の策定が必要ではないかというふうに思っております。たいへん簡単ではございましたけども、これで質問を終了致します。

議 長

以上で、2項目めの「町行分収造林事業について本町の今後の対応について問う」の質問を終了します。

々

これもちまして、中平議員の一般質問を終了致します。

々

ここで、暫時休憩と致します。午後の再開は13時00分と致します。

(午前11時46分)